

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成28年9月21日（水曜日）
午前9時26分～午後1時41分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 猶野智和 副委員長
竹岡昌治 委員 安富法明 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
高木法生 委員 末永義美 委員
荒山光広 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿谷敦朗 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者
波佐間 敏 上下水道事業管理者 石田淳司 市長公室長
田辺 剛 総務部長 大野義昭 総務部次長
藤澤和昭 総合政策部長 三浦洋介 市民福祉部長
松野哲治 上下水道局長 倉重郁二 美東総合支所長
佐々木彰宣 秋芳総合支所長 安村芳武 病院事業管理部長
杉原功一 会計管理者 小田正幸 監査委員事務局長
竹内正夫 財政課長 佐々木昭治 企画政策課長
福田泰嗣 地域福祉課長 河村充展 高齢福祉課長
三戸昌子 管理業務課長 矢田部繁範 施設課長
古屋壮之 経営管理課長 岡崎輝義 市立病院事務長
西山宏史 美東病院事務長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時26分開会

○委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、総務民生委員会を開催いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案14件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。議長、報告等ございましたら。

○議長（荒山光広君） ありません。

○委員長（戎屋昭彦君） わかりました。それでは、最初に議案第67号平成27年度美祢市水道事業剰余金の処分について、及び議案第68号平成27年度美祢市水道事業会計の決算の認定についてを議題といたします。関連がありますので、執行部より一括説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） それでは、黒い背表紙の水道事業会計決算書を御用意くださいませ。

議案第67号平成27年度美祢市水道事業剰余金の処分について及び議案第68号平成27年度美祢市水道事業会計の決算の認定について御説明をいたします。

決算書の第1、2ページをお開きください。

平成27年度美祢市水道事業決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。ページ上の表、収入の消費税込みの決算額でございますが、上水道事業収益は2億8,673万9,573円であります。簡易水道事業収益は、4行目をごらんください。5億159万5,113円ございました。一番下の行をごらんください。上水道事業収益と3簡易水道収益を合わせまして合計は、7億8,833万4,686円になりました。

次に、収益的支出を御説明します。支出の消費税込みの決算額は上水道事業費2億4,840万5,402円と6行目簡易水道事業費4億2,529万4,036円を合わせまして合計は、一番下の行をごらんください。6億7,369万9,438円でございます。

この結果、税込みの収入支出の差引額は1億1,463万5,248円の収入超過となりました。

では、3ページ、4ページをお開きください。資本的収支の御説明をいたします。

まず、収入でございますが、決算額は平成26年度からの繰越財源を含めまして6億7,318万6,600円でございます。内訳は企業債5億1,910万円、繰入金

6, 516万7, 000円、負担金及び寄附金3, 278万5, 600円、国庫支出金5, 043万4, 000円、出資金570万円でございます。では、下の欄資本的支出をごらんください。

支出の決算額は9億279万6, 676円でございます。第1項建設改良費は地方公営企業法第26条の規定により、平成26年度から上水道拡張事業の建設費を4, 437万6, 000円繰越しておりましたものを含めまして、6億8, 642万5, 866円を支出しています。また、同26条の規定により、1億188万円を次年度に繰り越すものでございます。

これは、6月議会で繰り越しの御報告をしておりますが、美東の硬度低減化装置の製作費にかかる繰り越しでございます。

次に第2項、企業債償還金を2億1, 637万810円支出いたしました。左下の文章をごらんください。この収支の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2, 961万76円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3, 948万4, 766円、過年度分損益勘定留保資金1億3, 279万2, 818円及び当年度分損益勘定留保資金5, 733万2, 492円で補填いたしました。

では、5ページをお開きくださいませ。財務諸表についての御説明をいたします。損益計算書でございます。6ページ下から3行目をごらんください。当年度純利益が7, 491万7, 614円になりました。

これと前年度からの繰越利益剰余金9, 261万4, 306円と合わせまして、当年度の未処分利益剰余金は1億6, 753万1, 920円になりました。

7ページ、8ページをお開きください。剰余金計算書の御説明をします。

この表の見方でございますが、一番左の列に資本金と剰余金の変動理由をお示ししてございます。各列は資本金と剰余金の明細でございます。一番右端の列が資本合計でございます。ページ中ほどの行に当年度変動額をお示ししております。

さて、平成27年度決算では、当年度変動額は、改良工事による増により資本金が570万円増加、これは出資金でございます。右のページを御覧ください。未処分利益剰余金による増加が7, 491万7, 614円ございまして、当年度変動額の合計は一番右の列、下から4行目にありますが8, 061万7, 614円であります。

では、1枚めくられまして、9ページをお開きください。

議案第67号平成27年度美祢市水道事業会計剰余金の処分について、御説明をいた

します。未処分利益剰余金を処分する案でございます。一番右の列をごらんください。平成26年度の決算では会計移行に関するその他未処分利益剰余金だけを処分しておりますので、この度の未処分利益は、平成26年度及び27年度の純利益の合計でございます。このうち合計1億6,000万円を処分いたします。減債積立金に8,000万円、建設改良積立金に8,000万円を処分し、残余を繰越利益剰余金753万1,920円にするものであります。

では、議案第68号決算の認定についてに戻ります。10ページをごらんください。平成27年度末の美祢市水道事業貸借対照表の御説明を申し上げます。

ページ下から4分の1あたり、資産の合計がありますが、試算の合計は、77億6,908万9,493円でございます。次ページ11ページをお開きください。一番下の行、負債合計がございます。負債合計は、59億432万5,815円、次ページ、12ページの下から2行目をごらんください。資本合計は、18億6,476万3,678円、負債資本合計は77億6,908万9,493円になりました。

次に、事業の報告をいたしますので、3枚めくられまして、15ページ、16ページをお開きください。

2建設工事の概要でございます。主なものを申し上げます。まず、一番上の表でございますが、平成26年度からの繰越事業の御説明をします。美祢線重安・於福間丸山踏切下ほか2上水道管新設工事2,234万2,965円を行いました。

次に、平成27年度、現年度の上水道事業では、主なものは上水道拡張（於福下地区）施設整備工事689万5,880円、2行目上水道区域拡張（於福下地区）施設整備附帯工事123万1,200円ほか、下から3行目でございます。中村地区の配水管布設替1,636万8,480円などであります。上水道合計は11工事4,004万8,920円でございます。

次に、簡易水道事業では、この表をまとめて主なものを申し上げますと、一番上の美東簡易水道硬度低減化施設整備事業（機械工事）が5,000万円、その下の土木工事が2,648万4,840円。一枚めくられて次のページをごらんください。

この表が工事番号順に並んでいるために前後しての説明になり、申し訳ありません。17ページ上から3行目でございます。硬度低減化施設整備事業建築工事が6,073万7,040円です。硬度低減化工事は合わせて9,222万1,880円でございます。恐れ入ります、もう1度前のページにお戻りください。簡易水道配水設備改

良費上から3行目美東簡易水道水源増補改良事業でございますが、取水井築造工事2、869万3,440円。

もう一度、次のページ17、18ページをお開きください。17ページの5行目から水源増補改良事業導水管布設（1工区）工事839万4,840円、2工区2,440万4,760円、下から6行目になります。取水場造成工事1,469万8,800円、二つ下がりをまして下から4行目になりますが、取水場電気計装設備工事2,541万3,480円を行いまして、美東簡易水道水源増補工事は合計1億160万5,320円でございます。そのほかの大きな事業では、簡易水道統合事業四郎ヶ原・川東が、工事15本1億5,845万1,120円でございます。

ほかには、美東簡易水道大田地区配水管布設替工事17ページ下から2行目、それと19ページ1行目の1区2区を合わせて1,799万640円、その下でございます。嘉万簡易水道麓地区布設替え工事3本1,528万6,320円などの、布設替えを合計14件、金額にしますと8,095万3,560円を行いました。

そのほかには、於福簡易水道西寺第3ポンプ所濾過機設置工事3,246万4,800円等の工事をしておりまして、合計は、19ページ、20ページをお開きください。

下から3行目でございます。簡易水道の工事は合計41件、5億1,322万4,636円を執行しております。上水簡水合計で5億7,561万6,521円の工事請負費を執行いたしました。

次に21ページ、22ページをお開きください。業務の報告をいたします。

まず、上の表でございます。上水道は事項の欄2番、年度末給水戸数は4,982戸でございます。5番年間給水量は139万3,975立方メートルでございます。これは、前年度比101.5パーセントでございます。

次に、下の表の御説明をいたします。簡易水道は、3つの簡易水道合わせまして、2番給水戸数5,402戸、5番年間給水量は144万5,062立方メートル、前年度比99.7パーセントになりました。簡水ごとの明細は、次ページ以降にお示ししてありますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、29ページ、30ページをお開きください。

4会計（1）重要契約の要旨（500万円以上）の表をごらんください。工事は先ほど説明しましたので、主な委託契約を御説明いたします。

30ページの4行目からが委託契約でございます。30ページ4行目、秋吉簡易水道

秋吉台配水池改築に伴う実地設計業務 1, 134 万円、二つ下の於福簡易水道拡張事業田代地区の測量業務 1, 058 万 4, 000 円、1 行下同じく設計調査業務 1, 803 万 6, 000 円、簡水統合整備事業上野秋吉の基本計画・変更認可図書作成業務 1, 652 万 4, 000 円、一番下の行であります、美東簡易水道施設管理台帳作成業務 1, 782 万円を支出しています。

最後に（２）起債及び一時借入金の状況を御説明しますと、（イ）企業債の項でございます。平成 27 年度の企業債の借り入れは、於福、上野、美東及び秋吉簡易水道の配水管布設替事業、於福簡易水道の田代拡張、ろ過機設置、美東簡易水道の水源増補改良及び硬度低減化施設整備、並びに簡易水道統合整備事業四郎ヶ原川東に充当をいたしました。簡易水道債 2 億 5, 980 万円、過疎債 2 億 5, 930 万円を発行いたしました。平成 27 年度期末の企業債残高は、29 億 8, 205 万 7, 571 円であります。

次ページから財務諸表付属明細書をお示ししてございます。また、決算概要資料の最終ページにセグメントを報告しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。お尋ねします。美東簡易水道硬度低減化施設整備事業——これで、このほぼこれで終了ということでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） 三好委員の御質問にお答えいたします。今年度、28 年度に水溜り上水場ってあるんですけど、その電気設備、場内配管等を、28 年度、今年度に整備して年度末には完成いたします。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかに質疑はありませんか。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 今建設工事の概要等が説明があったわけですが、例えばこういうふうな美祢市内の業者さん、あるいはその内容によっては、それ以外の業者さんもお

られるわけなんです、どう言いますか、日常的に、その水道管の破損とか、修理が必要になってくる場合が多々あって、まっ、断水するわけで、緊急を要するわけですよ。で、そういうふうな、請け負われる業者さんは、この中にはどれくらいおられるんでしょうか。何社ぐらいにお願いをされてるんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） 美祢地区が5社、美東、秋芳地区で7社でございます。
以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） お聞きをするわけですが、市民、私たちにとってはですね、そういうふうな給水管の破裂ていいますか、破損によって断水をしてもらうと非常に困るわけですし、緊急に修理をしてほしいわけですが、こういうふうな、今12社ぐらいですかね、こういう方たちが、そこそこの建設工事あたりにですね、何ていいますかね、平等についていいますか、受注機会があるんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） 上下水道局の考えとして、今既存の布設替工事、老朽化の布設替工事と新設の場合の新しい事業があります。その工事と新設が全部じゃないんですけど、割合をもって布設替については、全部12社でお願いしております。新設についても、割合大きな土木業者と割合をもって発注をしております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） そうですね、要するに緊急を要する、そういうふうな小規模な工事っていいますか、そういうふうな日常的にどうしても、その、必要っていいますか、緊急を要するような工事だけをですね、請け負うといいますか、お願いをする、行政側にすればお願いをするようなかたちですと、技術的なものを含めて、なかなか事業が維持できないとか、継続できないっていうふうな話も聞いたりするわけですよ。ですから要するに、そういうふうな、例えばここにずっと書いておられる5社と7社ってというのがですね、どこにあたるかっていうのは、私も分からないわけですが、行政側の配慮として、日常的にそういうふうなお願いをしていくような業者さんにも、事業を継続できるようなっていうふうな認識っていいますか、考え方である程度、建設工事、新規の工事とかも含めて、配慮がある程度、もちろん制度がありますから、

入札制度とかありますから、思うようにいかないところもあるかと思いますが、そういうふうな配慮が、おそらく行政側にあるのかないのかっていうへんが、お聞きをしたかったわけですが、上下水道局としてはどうなのでしょう。そういうふうな考え方ももったうえで、ある程度、事業の執行がされておるのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君） 安富委員の御質問にお答えいたします。今大きく分けて、2点ほど質問していただきまして、緊急性を要する漏水工事、これにつきましては、先ほど施設課長が申しましたように、美祢地域と旧美祢郡地域5社、7社それぞれおりました、その当番を決めておりますので、その漏水が発生した時点で、当番にあたる業者に漏水修理工事をお願いしております。今布設替えなり、新たな新規の配管工事等につきましては、当然入札制度というのがございますので、その入札制度の中で、今言う業者、工事の金額の高低にございますけども、できる範囲の工事は、その業者をできるだけ指名していただくように——指名していただくって表現、ちょっとあれですけども、——業者を中心に入札を行っている状況でございます。

同じ配管工事でも金額の大きいもの、数千万に及ぶものにつきましては、また、土木工事、業者等に入札を行ってる状況でございます。で、今言われる経営を維持していくっていうことで、その業者だけを名指しして、仕事を出すというのは、今の状況、制度上は難しいかと思えます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） わかります。ただ、金額とかの問題もあるということで、当然なんですけど、じゃ、例えばですね、小規模な日常の修理をお願いするような業者さんでも、例えば2社か3社か、あるいは複数のJVっていいですかね、共同企業体的な対応すれば、入札に参加できるよとっていうふうなことは、どうなのでしょう、あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えいたします。どの業者のことかちょっと分かりませんが、今言う当番業者につきましては、先ほど言いましたように、一定金額以下の工事につきましては、入札に参加、ほとんどしておると思っております。

それで、水道工事をされる業者で、入札に参加されてない業者、これは、実際水道工事、給水工事をするのは、美祢市に登録されてる方は全国ございまして、約300業者ぐらいございます。市のホームページにも、それは掲載しておりまして、それは指名願いを出される案件と、ただ登録をする案件、これは違ひまして、指名願いを出されてる業者について指名をするということになっております。

ですから、今はJVとかでしたらどうかというお話だったと思うんですけども、そのJVなるほどの大きな工事はございませんし、土木工事のほうにも当然そういう技術をもった業者おられますので、その方も指名していこうかと、いつてる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、質疑ございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 決算審査意見書の中の17ページなんですけど、この未収金の明細書を見てみますと、未収がかなりあるんですけど、この支払方法っていうんですか、納付方法っていうんですか、これはどのようなかたちになっているのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 三好委員の御質問にお答えいたします。未収金については、催告書を送るときに納付書を送ったり、あと、お約束をしまして、そのお約束に従って納付書をつくって、あらかじめ差し上げておいていただいたり、水道局、上下水道局のほうに払いに来ていただいたりしております。口座振替は今のところは行っておりません。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 希望すれば口座振替かと思いましたが。私は口座振替にしていますけど、これって2カ月に1回の請求、美東の場合は2カ月に1回なんですけど、美祢市全体もやはり、2カ月に1回の料金なのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 御質問にお答えいたします。2カ月に1度検針をしております。美祢地域は偶数月、奇数月、毎月2つに分かれておりまして、毎月頂いておりますけれども、お支払いをされる方は2カ月に1回でございます。

あと、美東地域でございますが、美東地域が奇数月、秋芳地域が偶数月と2カ月に1回のお支払いになっております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） はい。質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、まず議案第67号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

続きまして、次に議案第69号平成27年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について及び議案第70号平成27年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。関連がありますので執行部より一括説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の決算書を御用意ください。

議案第69号平成27年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、及び議案第70号平成27年度美祢市公共下水道事業会計の決算の認定についての2議案を一括して御説明いたします。

まず、決算書1ページ、2ページをお開きください。平成27年度美祢市公共下水道事業決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入の消費税込みの決算額は9億4,392万2,618円になりました。このうち、営業収益1億5,974万5,658円、

営業外収益が7億8,417万6,960円でございます。

下の表をごらんください。

支出の消費税込みの決算額は、5億9,138万2,607円でございます。営業費用5億804万1,233円、営業外費用8,263万2,800円でございます。特別損失が70万8,574円であります。

この収支の結果、税込みの収入支出の差引額は3億5,254万11円の収入超過となりました。

では、資本的収支の御説明をいたしますので1ページめくられまして3ページ、4ページをごらんください。

まず、収入でございます。決算額は2億1,754万7,350円であります。企業債が7,260万円、補助金8,255万円、他会計補助金6,084万3,000円、受益者負担金が155万4,350円でございます。では、下の表の支出をごらんください。

支出の決算額は5億5,089万8,102円でございます。第1項建設改良費は1億6,257万7,325円でございます。次に、第2項の企業債償還金が3億8,832万777円でございます。表の下に補填について説明をしております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,335万752円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額388万1,757円、当年度分損益勘定留保資金6,793万9,844円、繰越利益剰余金処分別1億3,591万4,673円及び当年度利益剰余金処分別1億2,561万4,478円で補填をいたしました。

次に、財務諸表について御説明をいたしますので、2枚めくられまして5ページからの損益計算書をお開きください。

平成27年度の損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は3億4,865万8,254円でございます。

前年度からの繰越利益剰余金1億3,591万4,673円と合わせ、当年度の未処分利益剰余金は一番の下の行でございます、4億8,457万2,927円でございます。

では、次ページ6ページ、7ページをお開きください。剰余金計算書を御説明いたします。

下から3行目、当年度変動額の欄をごらんください。当年度変動額は当年度純利益だ

けでございます。先ほど損益計算書の説明で申し上げましたように3億4,865万8,254円増加しております、当年度未処分利益剰余金は合わせて4億8,457万2,927円であります。

ここで、議案第69号の平成27年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを御説明をいたします。

8ページをお開きください。平成27年度美祢市公共下水道剰余金処分計算書(案)であります。今御説明いたしました未処分利益剰余金の当年度末残高は、一番右の列の一番上の行、4億8,457万2,927円でございます。その中から、議会の議決による処分額を2億6,152万9,151円を処分いたしまして、資本金に組み入れる処分案でございます。内訳は、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填した額、繰越利益剰余金処分額1億3,591万4,673円と、当年度利益剰余金処分額1億2,561万4,478円でございます。

処分後の資本金の残高は一番左の欄でございますが、18億2,011万1,444円となり、未処分利益剰余金の残高は一番右の欄2億2,304万3,776円になるものでございます。以上が剰余金処分についての説明でございます。では、決算説明に戻ります。

次ページの9ページをごらんください。平成27年度末の貸借対照表でございます。9ページの右の列の下から3分の1ほどの2重線の行をごらんください。年度末の資産合計は、106億4,650万529円でございます。対しまして、次の10ページをお開きください。10ページの中ほど、負債合計は81億6,118万9,601円でございます。この中には、繰延収益、長期前受金51億7,056万8,865円を含んでおります。ページ下から2行目、資本合計は24億8,531万928円、負債資本合計は106億4,650万529円でございます。

次に、事業の報告をいたしますので13ページをお開きください。

2建設工事の概要でございます。

平成27年度の主な工事を御説明いたしますと、一番上の表、平成26年度からの繰越事業でございます。浄化センター改築更新工事沈砂池、汚泥重力濃縮設備の委託料は、7,120万円でございます。平成27年度予算では、表の上から森時地区、平原地区、徳定地区、宗高及び万倉地区の取付管、及び公共ます設置工事とその下の公共ます設置工事が18件、合計235万3,320円の工事請負費の支出をしております。

ます。委託料はその下の行でございます。長寿命化による工事、美祢市浄化センター改築更新工事、沈砂池、汚泥重力濃縮設備8,060万円を執行しています。

次に14ページをごらんください。業務の報告でございます。

1番の年度末処理区面積は626.42ヘクタールであります。2番の年度末管渠整備延長は11万3,729メートルでございます。では6番に降りていきまして、年度末水洗化戸数は3,586戸、昨年より35戸増加しています。7番の年間処理水量は109万6,385立方メートル、2,684立方メートル減少しております。年間有収水量は92万6,462立方メートルでございます。前年度に比べ5,425立方メートル増加したものでございます。

それでは、17ページをお開きください。4会計(1)重要契約の要旨を御説明いたします。

美祢市汚水処理施設整備構想作成業務に810万円支出しています。見直した汚水処理構想は、パブリックコメントを募りました。

次に、(2)起債及び一時借入金の状況でございます。

企業債は、浄化センター改築更新工事に充当するため、下水道事業債を3,640万円、過疎債を3,620万円、合計7,260万円を借り入れております。また、当年度償還額は3億8,832万777円で、合計27年度末の企業債残高は、28億4,519万1,121円になりました。

次ページからは、財務諸表の附属明細書をお示ししております。お目通しをお願いいたします。お目通しをお願いいたします。

以上決算については御説明申し上げました。

次に、本会議場で安富議員から御質問のありました件について、御質問にお答えします。資料をお手元にお配りしております。

御質問は、下水道受益者負担金の未収金を簿外資産にした経緯と未収金を減らす企業努力についてであったと思います。

まず、下水道受益者負担金の調定を簿外管理にした経緯でございます。平成26年度から、上下水道事業のアドバイザーをされている公認会計士に相談したうえで、簿外管理にしましたので、昨年の決算説明時に簿外の扱いに変更したことを御説明しておりますが、もう一度、詳しく説明いたします。

まず、資料1をごらんください。地方公営企業の経理について少し説明をしたいと思います。

います。これは、あずさ監査法人さんの出された資料でございまして、県主催の研修会で使用されたものでございます。地方公営企業特有の予算制度を表した図でございます。地方公営企業の特徴として、予算制度がございまして、会社の企業会計が決算重視であるのに対しまして公営企業会計は予算と決算の双方を重視いたします。

では、図の右側3分の2のほうの図の地方公営企業会計予算と書かれているところをごらんください。この図の左側、収益的収支は発生主義会計を採ります。

それに対し、右側は資本的収支予算でございまして、資本的収支予算は現金主義をとっています。現金主義では、入った金額だけが収入となりました財源になります。例えば借入れが決定した起債であっても年度内に着金していないものは未収金としてあげられないというルールがあります。

一つの例外だけは指令の出た国庫補助金だけでございまして、指令の出た国庫補助金は期末に未収金経理ができることとございまして。

では、下の真ん中の枠内、地方公営企業の予算は2本立ての予算というところをごらんくださいませ。

収益的収支予算は、発生主義予算会計であり、不均衡予算でございまして。不均衡なので、純利益・純損失が発生し、経営成績が判ります。次に資本的収支予算ですが、資金予算であり、収支均衡予算であります。資本的収入が資本的支出に不足する額を補填財源で補填し、収支均衡にするものでございまして。そのことを表したのが次の行の補填財源、収益的収支予算と資本的収支予算をつなぐもの、という表現になっております。ここで、受益者負担金の経理の説明に戻ります。受益者負担金の経理方法については現在のところ確実に決まった方法はなく、文献によっても取り扱いは現金主義、発生主義とさまざまございまして、県内各市の取り扱いを調べましたところ、どちらも苦慮しておりました。県内各市の取り扱いをまとめていますので資料2をお開きください。

表の下、まとめの行をごらんください。法適用の公営企業9市のうち、美祢市と同じ現金主義をとり、調定を簿外管理している市が6市、発生主義をとっているところが2市、現金主義と発生主義を予算と経理に分け独自に適用している市が1市となっております。美祢市と同じように平成26年度の会計移行の際に現金主義に変えたところもほかに2市ございまして。発生主義をとりましたら、不納欠損は貸倒引当金を計上しておきまして、収益的収支のほうから資本的収支の穴のあいているところに埋める

というふうな方法になります。

美祢市公共下水道事業の考え方としましては、受益者負担金は資本的収入として、資金予算の一つの財源でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額を補填財源で補うわけでございますが、受益者負担金に未納がありますと、収入に穴があいておりまして、補填しなければならない額の計算が決算書の決算報告書でございます。

先ほど説明しました3ページ、4ページの資本的収入、資本的支出の下の欄の補填財源の計算の欄になりますけど、そこが合わなくなります。実際の現金の収支と決算書の収支が合わなくなるものでございます。この差引計算では表せないということになりますので現金収支をとったものでございます。

また、収入に未収があれば、未収分については貸借対照表上で、資産性が認められないということになりますので、去年も御説明いたしました、安全性の法則の基本原則に従いまして、収入の不確実なものは貸借対照表に計上しないようにしたものでございます。

しかしながら、調定としましては、下水道受益者負担金は、都市計画法第75条に基づいた受益者負担金でございますので、取り扱いは税に準じたものでございます。そのところを鑑みまして、調定の管理はシステムをもって適正にしていこうとしています。また、平成26年度に取り扱いを変えた時から、監査委員へは、定期監査の折には従前と同じ未収金一覧の資料を提出しておりますし、決算概要資料に決算審査意見書に載っていた資料と同じものを提出しております。また、未収金の明細が判らないと、9月の例月出納検査時に監査委員に御指摘をいただきました。今後は月例出納検査時に、受益者負担金についても、毎月未収金一覧表と経緯を提出するようになりました。滞納整理業務になお一層の努力をします。

次に2点目のお尋ね、企業努力について、でございます。今、未収金が合計1,400万円程ございますが、この明細を資料3にお付けしております。古いものは、昭和63年からの未納が残っているものでございまして、先ほど申し上げましたように受益者負担金は税に準じる扱いでございますので、5年で時効を迎え、債権は消滅しております。従いまして、この未収金の古い部分は、債権が無いんですけれども、会計上の不納欠損処理をしていないところが残っているものでございます。また、努力という面からは、新しい未収金については、督促状を発送、催告して納付の約束に従い入金していただくように、上下水道局で作っております債権管理マニュアルに、下水

道の受益者負担金についても債権の取り扱いルールを入れるように改正しているところをごさいますて、今後は、定められた取り扱いに従い、適切な督促、催告等の管理をいたしまして、きちんと収納努力をして行く所存でございます。

また、死亡等で引き継ぐ人のいない債権など収納できないものは、定められた手順に従い適切に不納欠損の処理をするようにし、徴収の努力と経理の適正化を図るよういたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） すみません、私は企業会計決算については発言を控えるようにとということでございますので、発言は、決算についての発言は控えますが、今、課長の説明にありました、この県下各市の経理処理方法、山陽小野田、萩、柳井、光は法適用に向けて検討中ということですから、おそらく企業会計の取り組みがないものというふうに判断していいのかどうか、それからもう一つ、ほかの市については、法適用が9市と書いてあります。このうち、美祢市と同じように全適用してるのがどれぐらいあるのか、それからもう一つ説明の中で、受益者負担金のいわゆる現金主義でやるという中に、現金の不突き合いが生じるという説明があったんですね、これもう1回、ちょっと詳しく教えていただきたいんですね。現金主義であろうと、発生主義であろうと、私は現金が不突き合いが起きるということはありませんかと思ってるんですよ。それはどういう理由で、不突き合いが起きるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。全適の企業については、今資料を持ち合わせていないので、後ほどお答えをしたいと思います。

また、現金主義で、決算書の中で現金の数値が変わってくるということでございますけれども、決算書の3ページ、4ページをお開きいただけますでしょうか。3ページの補填財源の説明欄でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,335万752円は、これどうやって求めているかと申しますと、決算額、資本的収入額は2億1,754万7,350円、これは現金が入っているものでございます。資本的支出額が5億589万8,102円でございます、これは現金が出ているものでございます。

ですから、収入と支出の差引額、これを補填財源で補っておりまして、先ほど説明しましたように収支均衡にしているところでございます。

これを、発生主義にしましたら、受益者負担金のところが、今この決算額では現金主義なので155万4,350円入っておりますが、これがもし100万だとすると、この計算よりも55万4,350円ほど現金が不足しているということになります。

それで、この決算額の収入引く支出という計算とは、実際の現金の動きが違ってくるということでございます。

このほかの市の処理方法でございますけれども、岩国市独自の方法と書いておりますけど、岩国市は発生主義をとっておりまして、決算書の補填財源計算は、現金主義で行っておりますけれども、予算としては発生主義で、調定額かけた額を書くようになりますので、収入引く支出で計算した金額とは違う未収金を引いた額をあげているようでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あのうちちょっと、これ議論したら晩までかかるだろうから、議論はいたしません、もう一つこれ、下水道協会が出した文献だと思うんですね。で、この中で、資本的収入における不確実な収入計上は避けるべきと考えて現金主義にするんだと、こういうことなんですね。

それで、ちょっと、事務方にお尋ねなんです、受益者負担、元々受益者負担っていうのは都市計画法に基づく、受益者負担だと思うんですね。そして、これをもし債権回収するときは、税の次に受益者負担って書かれてるんですよ。それだけ、重たいものなのに、なぜここで、不確実な収入というふうに捉えてるか、私ずっと疑問持ってるんですが、まっ、監査の段階では、一応こういうことで導入されてますんで、毎月の例月監査のときに内訳表を出していただきたい、債権回収がどういうふうになってるかっていうのを見たいんで、努力の結果が見たいということでお願いはしましたけど、ここの表現なんですね、都市計画法に基づいた受益者負担が、なぜ不確実な収入計上になるのか、ということになりますとね、一般のその料金のももの、やはり起きうることですよね。不納欠損というのは。だから、このへんはどうお考えなのか、どう取り組まれようとしてるのか。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。委員がおっしゃいますように、受益者負担金というのは、都市計画法第75条に従って、税の次に重いものでございます。それは重々承知しておりまして、今後は税に従い、また、上下水道局の債権管理のマニュアルに従って、適正に処理をしてまいりたいと考えております。催告と督促はもちろん、今でもやっておりますけれども、督促と催告、あと、電話催告、臨戸訪問なども、今後はやっていくようにしたいと思っております。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 最後の質問になると思いますけど、決算じゃなくてですね、一般会計も28年度から公会計に移行していこうと、今してる時代ですよ。いわゆる貸借対照表と、それから行政コストがどの程度かかったかとか、あるいは純資産の変動がどうだったとか、こうした財務4表で表そうとしてますよね。いわゆる一般会計も特会も全て、公会計に、新しい公会計に移行するということは、貸借対照表をつくっていかなくちゃいけない。

その場合に、それを導入される頃に、時代としてはそういうふうに進んでるが、将来的にこれをもう1回戻すと。いわゆる発生主義に戻すというお考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。今下水道事業では、現金主義会計をとっております。水道事業も現金主義会計をとっております。と申しますのは、水道事業は、負担金を入金なさってから、水道を引くという仕組みになっておりますので、未納というのは今まで起きたことがない問題でございました。

ただ、下水道については、都市計画法の第75条について、御本人の意思と、その時の意思とは関わらず受益者負担金がかかってしまうものですから、未収金という確率も実際には多くなっております。

御質問でございますが、今下水道協会の指導によりまして、現金主義になっておりますし、現状の今の美祢市下水道事業の会計にとっては、始まった時からの未収金をずっと抱えておりまして、その処理ができないような状況になっております。この処理をするためには、やはり現金主義で、今の債権はないけれども、経理上残っているというところを、処理をしたいと考えております。それで、先ほども申し上げましたように、現金主義、発生主義という見解は出ておりません。下水道協会としては、発生主義をとっ

ておりまして、県内でも発生主義ですと、未収金の取り扱いに困る、また、総務省は発生主義というふうに会計移行の時に言っているんですけども、未収金のその欠損部分については、収益的支出のほうから、営業外費用、または、営業費用でもっていくように指導されております。そのような状況でございますので、また、制度が定かになっておりません。

上下水道局といたしましては、公会計制度ができた場合、美祢市の行う会計処理と同じように揃えるべきものだと、それはそのように考えておりますので、美祢市の公会計制度が未収——発生主義をとるのでしたら、下水道事業も同じように発生主義をとり、足並みを揃えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、よろしいですか。その他質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 説明を受けた中に、受益者負担金未収金の、資料3ですよね、明細書。説明の聞き方がちょっと悪かったのかもしれませんが、時効処分はしてませんっていうふうになってます。昭和63年からずっとこうあるわけですが今1,400万円くらいあるんですね。

要はこれずっと5年を経過をしても、さっき言われる収納努力っていうのが可能なんでしょうか。よくその辺が分からないんですが、現状でこれ、なんていいますか、収入が可能なんでしょうかね。5年以上前の分。

○委員長（戒屋昭彦君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 安富委員の御質問にお答えいたします。5年以上前の未収金を収納することが可能かという御質問でございますが、受益者負担金には税金と同じ、税金に準じておりますので5年以上のものについては収納することができません。債権が消滅しております。ただし、適切な催告、督促等によりお約束、納付のお約束により時効が中断している場合がございます、その時には5年以上前からのものでも収納することができますけれども、お約束のないものについては5年以上前は債権が消滅しております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 説明は分かるんですが、じゃあここに表に書いてある63年から

ずっとこうあるわけですが、平成にずっと入って、ずっと未収になってくるわけですが、じゃあこれはずっとそういうふうな催告のその通知とか、それなりにされてて、ここに載っている分は収入が可能であるのが書いてあるんですか。時効措置というのは全然とっていないってことですから——何もかも一応全部書いてあるってことでしょうかね。その辺がよく分からないんですがね。

○委員長（戒屋昭彦君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 安富委員さんの御質問にお答えいたします。ここに表に未収金の明細というのがございますけれども、63年からの未収金として経理の不納欠損処理がされていないものでございまして、適正に不納欠損し、この未収金の数字を落としたいと、そのように考えております。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。安富委員。

○委員（安富法明君） わかりました。わかりましたけれども、この件に関しては一応、帳簿に残っておるけれども、収入の見込みはない。だから行政っていうか行政側としては不納欠損処理を行わずにきただけのことで……それってどうなんでしょうか。法的にっていうかその辺はどうなんでしょう。

もうちょっとという職務怠慢とかなんとかそういうな、税に次ぐものであればそれなりの収納努力がされたんでしょうけれども、不納欠損処理というのもですね、するのがいいのか悪いのかというのが非常に問題ではあるんですが、それが必要な場合にはきちんとされておくべきだろうと思うんですよね。その辺の考え方っていうのはどうなんでしょう。

○委員長（戒屋昭彦君） はい。波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間敏君） 安富委員の御質問にお答えしますが、委員御指摘のとおり、この未収金の明細書の中に徴収努力はした結果でありますけれども、その債権が消滅している部分もありますので、その分についてはその債権の消滅を確認してね、不納決算処理を確実に履行したいと思っております。

時効中断をしてまだ債権のあるものにつきましては徴収努力によりまして未収金の回収に努めたいというふうに思います。

○委員長（戒屋昭彦君） この際、10時45分まで休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。松野上下水道局長。

○上下水道局局长（松野哲治君） 先ほど、安富委員の質問の中で美祢給水装置工事業者の数をホームページ上で約300と申しましたけども、水道の工事につきましては150社、下水につきましても150社、合わせて300程度ということでございます。訂正させていただきます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほどの休憩前の質疑の続きなんですが、基本的に言われることはわかるんですが、収納努力と時効措置をとることとの兼ね合いが非常に難しいといただきますか——思うんですよね。

ですから、帳簿上も時効処分をしていってちゃんときちんとできましたよっていうようになればそれはそれでいいんでしょうけども、その間にどれだけの収納努力がされたかっていうことも決算上は大切なことですよ、当然ね。まず今、質疑の中でこの中にもう債権が消滅しているものもあるよってことになると、その辺はきちんと仕分けをしていただいて、後、じゃあその分を貸倒引当金とかそういったもので、ちゃんと埋められるようにしていくとかですね。そういったこともあろうかと思うんですよね。

だから、説明は説明でわかりますし、理解をしましたが今後についてはですね、監査委員さん等も監査をされるわけですから、きちんとそういうふうな処理をきちんとしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それではまず、議案第69号について採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり

り可決されました。

続いて議案第70号を採決いたします。本案について原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。続きまして、次に議案第71号平成27年度美祢市病院等事業会計の決算についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第71号平成27年度美祢市病院等事業会計の決算について御説明させていただきます。白い背表紙の決算書になります。こちらのほうの2ページをお開きいただければと思います。

最初に、美祢市病院等事業会計の決算総計について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入におきましては、第1款病院事業収益が、決算額33億4,085万5,981円となりまして、予算額に対して3,339万3,019円の減となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億6,918万3,958円で、予算額に対して215万7,042円の減となったところでございます。

最後に、第3款訪問看護事業収益では、決算額が4,203万2,904円で、予算額に対して621万3,096円の減となったところでございます。

合計いたしますと、決算総額37億5,207万2,843円となったところでございます。

一方、支出におきましては、まず、第1款病院事業費用が決算額34億7,443万9,014円で、不用額が1億4,283万8,986円となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業費用が、決算額3億5,987万6,169円で、不用額が1,403万4,831円となったところでございます。

次に、第3款訪問看護事業費用が、決算額4,377万2,891円で、不用額が277万6,109円となったところでございます。

合計いたしますと、支出決算総額は38億7,808万8,074円となります。

この結果、収入支出の差引は、ここには明記されておりませんが1億2,601万5,231円の損失となったところでございます。

次に、資本的収入及び支出についてであります。4ページをお開きいただければと思

います。

まず、第1款病院事業資本的収入が決算額3億2,662万6,000円で、予算額に対して1,470万8,000円の減となったところでございます。

続いて、第2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額3,210万円で、予算額に対して50万円の減となったところでございます。

合計いたしますと、収入の決算額は3億5,872万6,000円となったところでございます。

一方、支出におきまして、第1款病院事業資本的支出が決算額4億7,898万3,738円で、不用額は566万8,262円となっております。

次に、第2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額3,087万922円で、不用額27万8,078円となりました。

合計いたしますと、支出の決算額は5億985万4,660円となったところでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,112万8,660円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして、病院等事業の施設ごとに見た平成27年度の経営状況について、御説明したいと思います。

同じく配付しております白い背表紙の平成27年度美祢市病院等事業会計決算概要説明資料、こちらのほうで御説明させていただきたいと思っております。

32ページをお開きいただければと思っております。

まず始めに、美祢市立病院の決算状況についてでございます。

まず、病院事業収益は19億4,398万9,635円で、対前年度比で1億7,761万8,957円、8.4%の減となったところでございます。

このうち、病院医業収益につきましては、15億8,715万3,803円で対前年度比、1億7,152万5,946円、9.8%の減となったところでございます。

なお、病院医業収益のうち、入院収益につきましては9億7,329万6,997円で、これは入院患者数の減により対前年度比、1億1,889万420円の減、また、外来収益は4億5,324万7,577円で、外来患者数の減少により、対前年度比4,855万3,659円の減となりました。

患者数につきましては、右の説明欄にもございますが、まず入院について述べ患者数

が3万9,272人、1日平均107.3人で、対前年度比4,509人、1日平均では12.6人の減、また外来につきましては、延べ患者数が4万3,730人、一日平均175.1人で、対前年度比3,596人、一日平均では14人の減となったところでございます。

その他医業収益は、1億6,060万9,229円で、対前年度比408万1,867円の減となっております。

次に、病院医業外収益につきましては、2億7,645万7,790円で、対前年度比179万8,967円の減となっております。

次に、病院経営改革事業収益ですけれども、8,037万8,042円で、これは市からの補助金と管理者の人件費にかかる両病院からの負担金となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は21億2,349万7,116円で、対前年度比5億2,480万4,742円、19.8%の減となっております。これにつきましては、平成26年度時の会計制度の改正によりまして、前年度におきましては所属職員に係る退職給付費の引当金、こちらの計上が義務付けられたことによって、一括計上したことが影響したものとなっております。

このうち、病院医業費用は19億7,463万3,082円で対前年度比1,179万9,995円の減となったところでございます。

次に、病院医業外費用につきましては、6,758万8,914円で、対前年度比1,279万1,922円の減となったところでございます。

次に病院経営改革事業費用は、7,357万2,602円で、対前年度比207万9,657円の増となったところでございます。

以上の収支を差し引きいたしました1億7,950万7,481円が当年度の純損失となったところでございます。

続きまして、美祢市立美東病院の決算状況になります。33ページをごらんいただければと思います。

まず、病院事業収益では14億134万6,302円で、対前年度比2,863万3,776円、2.0%の減となっております。

このうち、病院医業収益は10億6,822万8,928円で、対前年度比2,825万1,930円、2.6%の減となったところでございます。

なお、病院医業収益のうち入院収益については、7億3,622万4,832円で、対

前年度比で、入院患者数の減によりまして3,494万8,714円の減、また、外来収益につきましては、2億1,481万7,340円で、こちらにつきましては外来患者数の増により、対前年度比670万809円の増となったところでございます。

患者数につきましては、延べ入院患者数が2万9,188人、一日平均79.7人、対前年度比1,142人、一日平均で3.4人の減、また、外来患者数につきましては3万2,676人、一日平均では135人、対前年度比404人、一日平均で2.7人の増となったところでございます。

その他医業収益は、1億1,718万6,756円で、対前年度比4,025円の減となっております。

次に病院医業外収益ですけれども、3億3,311万7,374円で、対前年度比205万7,295円の増となったところでございます。

一方、支出におきましては、病院事業費用につきまして13億5,605万4,708円で、前年度比2億9,211万9,529円、17.7%の減となっております。これは、市立病院同様、前年度において、会計制度の移行による退職給付費引当金を一括に計上、こちらが影響したものであります。

このうち、病院医業費用につきましては、12億9,369万581円で、対前年度比846万4,480円、0.7%の増となっております。

次の病院医業外費用につきましては、6,236万4,127円、対前年度比1,326万4,616円の減となったところでございます。

以上の収支差引により4,529万1,594円が美東病院におきます当年度純利益ということになります。

次に、34ページになりますけれども、介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてございます。

まず、介護老人保健施設事業収益は3億6,881万1,036円で、対前年度比292万8,325円、0.8%の減となっております。

その内訳といたしましては、入所運営事業収益は3億403万9,425円で、入所者数の減により、対前年度比で535万5,490円、1.7%の減となったところでございます。

次に、通所運営事業収益は4,523万3,353円、こちらも通所者数の減に伴い、対前年度比133万4,784円、2.9%の減となったところでございます。

利用者数につきましては、まず延べ入所者数は2万5,051人、一日平均68.4人、対前年度比89人、一日平均0.5人の減となっております。

次に、通所者数は、延べで4,336人、一日平均17.8人で、対前年度比303人、一日平均1.2人の減となっております。

次に、運営事業外収益につきましては1,953万8,258円で、対前年度比で376万1,949円の減となっております。

一方、支出につきましては、介護老人保健施設事業費用が3億5,967万7,487円、対前年度比で1億3,088万7,226円の減となっております。これも、両病院同様に会計制度の移行に伴うことが影響したものであります。

以上の収支を差し引きしました913万3,549円がグリーンヒル美祢におけます当年度の純利益ということになります。

次に35ページ、訪問看護ステーションについてでございます。

まず、訪問看護事業収益は4,201万4,092円で、対前年度比300万9,804円、6.7%の減となっております。

このうち、訪問看護事業収益は3,955万8,564円で、対前年度比で338万7,321円、7.9%の減となっております。

利用者数については、延べ4,538人、一日平均18.7人、対前年度比308人、一日平均1.2人の減となったところでございます。

次に訪問看護事業外収益は、245万5,528円で、対前年度比37万7,517円の増となっております。

一方の支出についてでございますが、訪問看護事業費用が4,375万4,079円、対前年度比717万8,734円、14.1%の減となっております。

このうち、訪問看護事業費用が4,326万230円で、対前年度比233万1,565円、5.7%の増となっております。

そして、訪問看護事業外費用が49万3,849円、対前年度比7万1,299円の増となったところでございます。

以上の収支を差し引きしました173万9,987円が訪問看護事業における当年度の純損失ということになります。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。高

木委員。

○委員（高木法生君） 一つお伺いしたいと思います。2つの病院の経営の見通しの今後につきましてお伺いしたいと思いますけれども、この概要説明資料の8ページを見ますと、今年度の美東病院の場合の収支が計上利益が4,529万1,000円出ております。また、前年度の26年度の見てみますと6,668万6,000円計上がございます。合わせまして1億1,200万近く一応、未処理欠損金も改善されているということであろうかと思えます。

一方、美祢市立病院につきましては6ページにありますように純損失が出ております。2年連続損失が出ておるところでございますけれども、一番下の未処分利益剰余金が3億6,700万まだ残っておるところで楽観視はできないまでも、まだまだ余裕があるなというところであろうかと思っておるところでございます。

そういったことで、今年の6月ですか、一般質問におきまして2つの病院どうするんだということで問いただしたところ、民間が進出できない当美祢市におきましては2つの病院を維持することを基本に考えておるといってお話しであったかと思っております。とは申せ、赤字が続けばですね、これまた大変なことになりますので存続をしていただくことになれば、やはり経営の安定化と申しますか、健全化は非常に大切であろうかと思っております。今後2つの病院を経営していく中で、今後どういった見通しを持っていらっしゃるか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○経営管理課長（古屋壮之君） 高木委員の御質問にお答えします。委員御指摘のとおり、美東病院では、外来患者数等の増に伴い、収益増や経費節減対策、こういったものが功を奏して昨年来より経常収支上、黒字の状況を維持しております。

また、これに対して市立病院におきましては、2年連続経常収支上赤字となっておりますけれども、現預金、現金預金等若干余力を有しておるところでございますけれども、長期的な観測に立った場合には、これは予断を許すものではございません。

このことを受けまして、さきに山口県のほうで山口県地域医療構想が公表されたと思えます。現在まさにその地域医療構想の内容を念頭におきました新しい病院改革プランの策定の最中でございます。このことからまだ明確な方針だとか回答につきましては難しい部分がございますけれども、市立2病院、こちらのほうの美祢市における地域医療の中核的な役割。これを十分果たしていくことによって、今後患者の確保につなげ、ひいては収益の向上につなげていけるものと考えています。

また、収益増に向けた取組みに対しまして、逆に支出の削減に向けて経費負担のあり方についての見直しなどを行うことなどによりまして、両病院とも経常収支比率ないし医業収支比率の改善に向けた方策を新しい改革プランに盛り込んで、その取組みを病院事業全体で着実に実行していくことによって、経営の安定化に努めていきたいというふうに考えております。

なお、地域医療を支える体制の整備の中で避けて通れない問題はやはり医師の確保であろうと思います。特に来年度から今、県で実施されている緊急医師確保対策枠を利用されていた医師が医療現場に出てこられます。こういった医師の誘致だとか、またいま1年先延ばしになりましたけれど、新専門医制度における研修協力機関としてできることは積極的に参加することで、医師の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、高木委員。

○委員（高木法生君） 病院は地域住民に信頼を得ながら、存続することが大変望ましいと思っております。地域に必要とされる医療を提供していくためには、やはり経営の健全化というのは大変重要であろうと思っております。計画策定もあるようでございますのでこれに向かって経営の安定化についてよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 概要説明の中の35ページなんですけれど、この中で訪問看護事業とありますが、この収支報告なんですけれど、訪問看護ということは利用度、必要性も高い事業なんですけれど、今回収益も減っておりますが、この理由はどこにあるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に、訪問看護事業、こちらを要望される利用者の方に対してのサービスを行うこととなります。しかしながら、利用されている利用者の状態、常に変わっていきます。年の途中で入院されたり、施設に入られたりする際には訪問介護のサービスの中止を行わざるを得ないところがございます。

平成27年度におきましては、利用者の動向がございまして、先ほど若干触れましたが、年間で約300名の利用者が減っておることが原因だと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私思うんですけど、介護認定が見直された、こういった要支援1、2の方は介護認定を受けられないといった認定制度に理由があるのではないかと思うんですが、その点は感じておられるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、訪問看護事業の収益の内容といたしまして、三好議員言われたように介護保険を利用されてこの訪問看護を受けられる方、その一方、医療保険を利用して訪問看護を受けられる利用者の方、この2つの面がございます。特段、介護認定を受けられない、けれども体調等、看護の必要があれば医療保険のほうで対応できる制度でございますからその辺は問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） その他ございませんか。三好議員。

○委員（三好睦子君） 審査意見書の43ページなんですけれど、病床の——病床率ですが、年度対比が示されていますけど、これは、七十何%になっておりますけれど、これは厚労省が病床削減する姿勢なんですけど、こういった厚労省の病床削減のことも影響しているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好議員、申し訳ございません。ちょっと質問が聞き取れなかったのもう一度よろしいでしょうか。

○委員（三好睦子君） 一般病床と療養病床なんですけれど、病床——医療費がかかるというので、厚労省は医療費がかかるなんとかで病床を平成——まあ健康にもなれるというのがあるのかなともあるんでしょうけど、病床を削減する方向だと思うんですが、こういうのが影響しているのかなと思うんですが、診療報酬が高い一般病床を削減していくというようなことが美祢市でも起こっているのかなと思ったんですが、その点どうなんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好議員の質問にお答えしたいと思います。

特に平成27年度、美祢市立病院のほうにおきましては病床利用率かなり落ちており

ます。この一つの大きな要因といたしましては、美祢市立病院所属する常勤医師1名が若干体調不良により、長期療養を必要とされたことで、受け入れ患者数、特に外来もそうなんです、入院の受け入れ患者数も減っております。

ですから、厚生労働省からの指導だとか指示だとかで病床数減らしていくっていうような考えは今ございませんけれども、さきほど申しましたように、新改革プラン、今策定に着手しております。さきほど申しましたように、山口県で立てられた地域医療構想、それぞれ、高度急性期だとか、急性期。いろんな病床区分によってその地域でどれだけ必要かって見定めていく必要がございます。ですから、その新しいプランのなかで一般病床がこれだけいるのか、療養病床が足りているのか、というところも病院事業全体で見直していきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか、はい。山中委員——よろしいですか。末永委員。

○委員（末永義美君） さきほどの高木委員さんの質問とかみあうんですけども、先ほどの答弁のなかであった美東病院のさまざまな努力の成果が外来数とか利益につながっているという話がありました。単純な御質問なんですけれども、ならば美祢市立病院においてはそういう点が足らなかったのか、なぜ市立病院のほうがこれだけの外来数や利益が減ってしまっているのか。そこを少しお聞きしたくて、ならば美祢市立病院に何が求められるのか。今おっしゃったような難しい課題はたくさんあると思います。ただ、利用者からみれば、内部の問題だってやはり当初できた安心であろうと思っていた美祢市立病院に対しての期待が不安とかに変わってきてまして、私の亡くなった父も美祢市立病院のすぐそばに住んでいながら、入院の時は美東病院に行くといってそこで最後を終えたんですけども、どうしても、美祢市立病院に頑張ってもらいたいんです。医者が足りない、さまざまな課題あると思います。

ただ、どうしてもこれだけ美東病院と美祢市立病院の何が違うのか。聞きましたら、私も体験したんですけども、美東病院の待ち合い室というか長椅子に座っていると、看護師さんなのか看護助手なのか、じゃないかたなのか分からないんですが、白衣を着た方々がいろんな方々に声をかける。私が祖父——父を連れていった時も、どうされましたかとか大丈夫でしたかとかあっちのほうが暖かいですよとかっていうのは、これは見てても言われても、何か安心したんです。それが無いとは言いませんけれども、少

し空気というか雰囲気が違うっていうのを美祢市立病院に感じるんですね。そんな単純なところも含めて何が美東病院にあったからこういうよい結果が残っているのか。何がない、もしくは足りないのか、市立病院は。その点をちょっと、お聞きします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 末永議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに委員申されるように利用者の方からは外来関係、どちらかというとなら美東病院はあったかい雰囲気を感じる。それに対して市立病院のほうがちょっと美東病院ほどの暖かさが無いというような御意見もお聞きしております。そのことについても、特に接遇、特に声かけだとか挨拶、美東病院も含めましてこれ以上、今まで以上に接客ないし接遇の向上を図れるように、そういった対策も新しいプランの中でもうたっていて市民の皆様への信頼回復じゃないですけども、信頼を得ることによってこの二つの病院の経営を維持していきたいと考えております。

以上です。

○委員（末永義美君） 今のお言葉を期待しています。もう少し、具体的な例なんですけれども、美祢市立病院だから、美東病院だからじゃないと思うんですね。ないとは思いますが、要は医師の人となり関わってくるんですけれども、ある時、美祢市立病院に診察に行った時に、妻を連れて診療に行ったんですけれども、一度も患者である妻や私と視線を合わせないで、ずーっとパソコンか何かを向きながらお話しされたんですね。最後にはあそこがちょっと痛い、ここが痛いと言っていた時に、人間だれでも故障はあるんですよ。痛いところは皆もってますから、大丈夫ですよと言われてしまうと、この人、医師として患者を見てくれているのかなというすごい残念な気持ちがあったんですね。

逆にさっきいったとおり美東病院にいくと、ここまで説明してくれるか、ここまで看護師がやってくれるかというのがあって、看護師さんも美東の方だからいいのか美祢市の方じゃないのか何なんだろうと思って、たまたま私の子どもが山口大学の医学部に入りまして、まだ18歳の子どもたちの噂から聞いたんですね。今美東病院には寒竹先生という方が週一、二度外来にきているようで、この方は今度教授の候補に挙がっていると聞いて、要はお父さん、美東病院の方に回る山口大の教授陣の人脈が強いんだよと。そんなのあるのかと。子どもから教わって、へえっと思って、そういう裏事情が私のところまでも半分噂かもしれないけれど、流れてくる。

だから、いろんな形でいろんな市民が美祢市立病院へ対しての期待がよかった故の残念感というか不安感がある。でも近いからほんとは通いたい。しかし足が遠のく、思いがある。

ぜひ、公立病院の経営というのは大変厳しいと思います。市長もいろいろな形の方向性を考えておられるけども、それが本当に実現できるのか。私はできればもう少し、公立病院として、いろんな努力がすでにあると思いますから、健康で美祢市民にとっても、そうでない、今悩み苦しんでいる市民にとっても心の近さを感じる。そう。あの先生がいるから市立病院に行く、美東病院へ行く、そういった市民の気持ちにそった市民の受益者負担じゃないですけど、何か努力しようと思えるような公立病院の運営を、また数字の不安だけじゃなくて、痛い苦しい時にいったとき、できれば治って帰りたい。また通院したくなるっていうような、本当の市民のための病院をぜひこれから少しでも少ない時間の中で実現していけるように努力のほう、希望いたします。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 末永議員の御質問というか、御要望に少し御答えしようと思うんですが、たしかに美祢市立病院の医師の中には接遇と申しますか、患者さんの応対についてちょっと御不満なところがあるということを知っております。

これはあの、私どもがですね、医者を選べればいいのか多数の医者が応募してきてこちらがじゃあ、3人の中からこの人を医者を迎えようというふうに医師が余ってくれば接遇に問題のある医師は解雇と申しますか辞めてもらうこともできますけれども、今あの御存じのように医師不足でかつがつですね、少ない医師でやってまして、たぶんその美祢市立病院の一人一人の医師も多忙と申しますか、精神的な余裕もなくて、あるいはいろいろ事務的なことなんかも多忙なんですけれども、恐らくそういったこともあってかなりストレスがあつてそういう対応をしたのではないかと思います。それも一つあると思います。

それにしても美祢市立病院は美祢市のための、市民のための病院ですので、そういった御不満や御意見があつた場合、真摯に受け止めてですね、我々も医師を含めて職員の、もう少し接遇を改善しようと思います。一朝一夕には、なかなか難しいかもしれませんがこれから努力してまいろうと思っております。

以上です。（「ちょっとよろしいですか。」と呼ぶ者あり）

○委員長（戒屋昭彦君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ちょっと正しい認識といいますか、御理解いただけたらと思います。

通常、一人の医師が大体どれだけ売上あげるのかといいますと1億円から1億5000万円だと言われております。この美祢市立病院の医療収益見られてもお分かりのように16億円あまりございます。これを6人、7人の医師で診てるということでそれ計算したら1人の医師が2億超の利益を出していることでございます。

御不満の点は主にスタッフの医師不足、またスタッフ不足によるものが大きいところがあるかと思えます。ぜひ、御不満な点とか御意見は真摯にこちらの方も受け止めたいと思えますが、ぜひ議員さん方も不平不満だけではなくて、ぜひ両病院をもり立てていただくというか、ぜひ育てていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 末永委員。

○委員（末永義美君） 今の副市長さんのお言葉にあった不平不満という部分だけではないと思うんですね。税金が投下されてる以上、先ほど管理者さんのほうからあった、市民のための病院と思って、期待も希望もあるんですね。裏腹というか背中合わせに。

それを今の私の言葉のなのか、不平不満と言われると、ちょっとこうカチンときますが、いやなんですね。

もちろん、美祢市立病院がはずれで美東病院がそうじゃなかったのか、美東病院がある地区の——地域住民性がいいから、じゃあいいのか。いろんなことを考えてしまって、不平不満という言葉だけじゃなくて、いろんな意見として——誰も潰そうとか、即民営化だなんてことは思いたくもありませんし、それは無理だと思っています。

ですから、少しでもほんと協働という言葉ありますけれども、いい病院にして、いい病院に通いたい。近いし。そして、経緯がありますから、美祢市立病院変わったねという目線で、またまだ使いたい、近いという思いがあるがゆえの不平不満というのか、意見だと思うんです。

そこは、議会議員も一市民も誰もが同じ気持ち、ほぼ同じだと思ってますんで、不平不満とは言わずに、いろんな意見があると、思いがあるというようなことを逆に今いる議員さんの意見は一応みてませんけども、私的には不平不満ではなくて、要望や意見、共に話し合っただけで考えて持続していこうよという思いの言葉と受け止めてもらいたいと

思います。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） そういった意味で真摯に受け止めております。

ただ、ぜひ末永委員さんも子供さんが医学部ということでございます。今必死に高橋管理者始めスタッフの確保に努めておるところでございます。ぜひ、スタッフの確保等にも御尽力いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第71号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

○委員長（戎屋昭彦君） 次に、議案第79号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域福祉課長

○地域福祉課長（福田泰嗣君） それでは、議案第79号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

お手元の議案書は79—1ページから、参考資料は2ページからになります。なお、参考資料で43条関係がもれておりましたので、別に机上へ1枚両面印刷にて配付させていただきます。御了承いただけたらと思います。

これは、全国的に問題となっております待機児童対策に対し、保育の受け皿拡大の一環として、国の省令に基づき、昨年4月より取り組まれているもので、保育園、認定こども園、幼稚園に加え、新たに「地域型保育事業」、当該条例で言いますところの「家庭的保育事業等」が認可施設として加わり、条例を整備しているところでございます。

事業の概要を申し上げますと、児童1人あたりの基準面積例えば0歳、1歳であれば3.3㎡、2歳であれば1.98㎡という基準がございますが、これが確保できるのであれば、2歳以下のお子さんを最大で19人まで受け入れる施設が居宅、ですからその施設をつくる方の家、建物などを活用して設置することができる事業や、事業主等が従業員のために事業所内に施設を設置するものなどこういったものがございます。

しかしながら、全国の保育環境は、施設不足の問題に加えて、保育士不足という問題がございます。このため、事業を実施するにあたり、保育士が複数必要な場合、1人に限り保健師、看護師に加えて准看護師を保育士とみなすという国の特例的な緩和策により、これは昨年の9月定例会において、当該条例改正を御議決いただいたところでございます。

このたびの改正は同じく国の基準の一部改正によるものですが、ポイントは大きく2つございます。

1つには、建築基準法施行令の改正による4階建て以上の建物の非常階段に関する規制の合理化によるもの、これが第28条、43条関係でございます。

これ改正の部分。内容は一緒ですがそれぞれ事業が細分化されておまして、それぞれ異なる事業ということでこういうことになっております。

もう一つ、これは一部の事業に関する職員の配置基準や資格要件のさらなる緩和でありまして、附則に加えました7条から10条がこれにあたります。

主な内容は、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許を有するもの、また、県などが実施する研修、これは109時間というかなりの時間がございますが、こういった研修を受けた保育従事者であれば全体の保育士が必要とする全体の3分の1の範囲をもって保育士とみなすという緩和策がとられるものであり、こういうことに関して条例の改正をするものでございます。

なお、美祢市におきましては幸い待機児童もおりませんことから、市内には当該家庭的保育事業を実施する事業者は現在はいないということを申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第79号を採決いたします。本案について原案のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第80号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の80-1ページ、参考資料は、5ページからになります。

このたびの改正は、国民健康保険や後期高齢者医療制度との、減免や申告に関する規定の正誤性を図るため、改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、従来の減免規定、生計維持者の災害に伴う損害や死亡等ですけれども、そういったものに加え、特別な理由がある場合における減免についての規定を追加するとともに、申告に関する規定について、整備を行うものであります。

いずれも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に関する規程に準じた改正を行うものでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 参考資料の5ページなんですけど、この中で、特別な理由があることと改正案に示されていますが、特別な理由とは、何か詳しくお願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問に対してお答えいたします。

国民健康保険や後期高齢者医療制度につきまして、それぞれ条例の中で給付制限を受ける場合の減免規定が設けられております。介護保険法の中でも保険料の減免等について、条例で定めるというふうにならわれておまして、今現在、介護保険条例の中では、特別な理由がある場合というのが、言うなれば給付制限を受ける方についての条文になるわけですが、この文言が定められていないということで、介護保険法の中での給付制

限を受けられる方に対して、今回減免をするという規定を設けるものでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） よろしいですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。ちょっと勉強不足……給付制限ってなんでしたっけ。

特別の理由っていうのは私は災害に遭ったとか、何か——私事になって、ちょうど——私だけじゃないと思うんですけど、例えばですよ、急に今までは給与がある程度あったけど、収入がドカッとなくなった。そういった事などが特別の理由になるのかなと思うんですけど、美祢市の場合にはこの収入がカタッと落ちたときの特別の理由は示されていない——条例の中になく思うんですけど、こういうのが入るのかなと思ったんですが、これは入らないわけなんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますけれども、このたび給付制限の対象者として考えておりますものは、刑事施設、労務所、そういったものに……いわゆる施設に収容されている方、そういった方を特定し、減免しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第80号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執

行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○**高齢福祉課長（河村充展君）** それでは、議案第81号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の81—1ページ、参考資料は、7ページからになります。

この度の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、定員が18人以下の通所介護サービスが、市の指定する地域密着型介護サービスに移行するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例においては、第3章の2として、指定地域密着型通所介護に関する必要条文の追加、また、第3章の3として、指定療養通所介護に関する必要条文を追加し、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例におきましては、地域密着型通所介護のサービス創設に伴う条文整備となります。

いずれも、国の省令改正等に準じ、改正を行っておるものでございます。

説明は以上です。

○**委員長（戒屋昭彦君）** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（戒屋昭彦君）** 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○**委員（三好睦子君）** 済みません。質疑は——済みません、ちょっと……これの反対意見を述べます。

この条例はですね、2015年4月の介護の改定制度によって起こったもので、今までの介護予防訪問介護とか介護予防通所介護において、サービスの種類とか内容、人員

基準、先ほど説明がありましたが、今までは全国一律となっていたのですが、今回は市町にその任務が移されて国のこういった介護——国の責任を市町に移したということは、介護者、国民は皆一律なサービスを受けることができなくて、その市町のやり方でサービスを受けるようになるので、これは——やはり、介護というものは国で定めたものであるべきだと。誰もが同じ介護ようなを受けるべきだと思っております。

それで、これについて問題点として、地域間の格差が出てくるのではないかとということと、それから介護現場において、職員の基準の緩和がらる述べられて——参考資料では述べておりますが、職員数の基準が緩和されているということは、介護現場では介護職員に負担がかかってくるということもあります。

そして、収入が少ない在宅で暮らせない要介護1、2の方の行き場がなくなるのではないかと懸念も持っておりますので、この議案には反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第81号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数とあります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。（「委員長」と呼ぶ者あり）はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま三好委員のほうから御意見いただいたところでございますけれども、御発言の中に新たな総合事業との制度と今の地域密着型の通所介護、この制度がごちゃごちゃの中で話をされていると思われるところがございました。

このたび、定めます一部改正につきましては、国の準則に基づいて行うものでございます。これまでの県指定のものが市の指定になるということで、市に権限等が移譲されるわけでございますけれども、一律、国が示しております準則に従い制度が運用されていくものでございますので、ちょっと発言とは誤差が出ておりましたので、発言させていただきました。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。質問の内容につきまして、よく理解されていらっしゃると思いますけど、二つを一緒とか、今河村高齢福祉課長が言われましたんで、その点御意見がありましたら……。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 確かに総合事業と違うかもわかりませんが、県の事業が市に移っ

たということは、それぞれ市町で格差があるっていうことも考えられます。（「ちがう」と呼ぶ者あり）総合事業の……ではありませんが、それと関係してくるのではありませんか。質問のとき言いたかったんですが、ちょっと手を挙げそびれたんで、済みません。

○委員長（戎屋昭彦君） 済みません。先ほど意見としてお聞きしまして、先ほど可決しましたんで（「いいです」と呼ぶ者あり）はい、意見としてお聞きしておきます。

それでは、次に議案第82号美祢市包括支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第82号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書につきましては82—1ページ、参考資料は、21ページからになります。

この度の改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行、及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の要件が見直されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、介護保険法施行規則改正に伴う該当条項の変更、また、主任介護支援専門員に5年ごとの更新研修が導入されたことから、主任介護支援専門員要件に更新研修修了者を追記。併せて、附則第2項において、経過措置を規定したところであります。

いずれも、国の省令改正等に準じ、改正を行っております。

説明は、以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 美祢市では一人ということですが、一人で十分——主任ケアマネなんです、この一人で十分なのでしょうか。増員を考えな……いえいえ一人で大丈夫かどうかということをお尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 今、美祢市の中で一人が主任介護支援専門員ということ言われましたけれども、現在直営の美祢市包括支援センターの中には確かに一人ということでございます。

旧美祢郡の地域になりますけれども、秋芳・美東地域を対象にしております、美祢東包括支援センター、こちらでございますが、こちらのほうにも主任介護支援専門員の方が

いらっしゃいます。こちらの方が確か2名だったかと思うんですけども、いらっしゃるところでございます。

この主任介護支援専門員につきましては、いわゆる介護支援専門員の経験——5年以上の経験が必要になってきます。美祢市においてもリスク管理の観点から、できるだけ複数のそういった主任といわれる方を育てていくとゆうことに対しまして、努力はしたいということになりますけれども、そもそもの主任介護支援専門員の資格をきちんと取っていくという体制——まあ人数的な問題もございます。そういったものもクリアしながら、どうにか主任介護支援専門員の確保について、努力——努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

それでは、これより議案第82号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。この際、1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

.....

午前12時59分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、議案第73号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案73号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。補正予算書の一番最後のページ10、11ページをお開きください。

歳出ですが、1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費補正額が199万3,000円、説明欄002一般管理業務、業務委託料として199万3,000円を計

上しております。次に73-8、9ページにお戻りください。

歳入ですが4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金で補正額199万3,000円でございます。

今回の補正は、総務省より平成29年度から下水道事業の高資本費対策の事業については、将来にわたって農業集落排水事業を安定的に継続させることを目的するには、経営戦略の必要性が極めて高いと考えられることから、資本費の負担の軽減により、経営の健全性を図るための地方交付税措置を行ってきたが、今後経営戦略の策定が各事業体で必要となることが必須となりました。今年度末には策定して、来年度当初にはその経営戦略を提出しなければならないということで、今回9月議会で補正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それではこれより、議案第73号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第74号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書については、74-1ページからになります。

このたびの補正は、第7期介護保険事業計画策定に向けてのニーズ把握調査に係る経費の計上、及び平成27年度の決算の結果、発生いたします繰越金の基金積立、また、平成27年度における事業の精算の結果、超過交付となりました過年度国県補助金等の返還等に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,058万

6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億2, 861万3, 000円とするものであります。

74-12ページ、74-13ページをお開きください。

最初に、歳出について御説明いたします。1款総務費・4項推進委員会費・1目推進委員会費でございます。001介護保険事業計画推進事業として、200万2, 000円を増額補正しております。

これは、第7期介護保険事業計画策定に向け、国が示す計画策定スケジュール案に併せて、ニーズ把握調査を実施するための経費であります。

併せて、この増額補正に伴い、債務負担行為の補正を行うこととなります。

最終ページになりますけれども、74-14ページをお願いいたします。債務負担行為の補正として、表に示すように、限度額190万1, 000円とする債務負担行為の補正を計上いたしております。

74-12、74-13ページにお戻りください。

次に、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金でございます。001介護給付費準備基金積立金として、5, 186万2, 000円を増額補正しております。これは、前年度の歳入歳出差引残額から、国や県等への償還金等の調整の結果、実質的な残額を、基金に積み立てるものでございます。

次に、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金でございます。001国庫支出金等精算償還金として、3, 672万2, 000円を増額補正しております。これは、平成27年度の介護保険事業の精算の結果、介護給付費等について、超過交付されました補助金等を、国や県等に返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。74-10、74-11ページをお開きください。

5款支払基金交付金・1項支払基金交付金・1目介護給付費交付金でございます。過年度分の介護給付費交付金として、95万3, 000円を増額補正しております。

これは、過年度分の介護給付費交付金の不足により交付されるものでございます。

次に、8款繰入金・1項一般会計繰入金・5目その他一般会計繰入金でございます。事務費繰入金として、200万2, 000円を増額補正しております。

これは、さきほども御説明いたしましたが、第7期介護保険事業計画策定に係る経費について一般会計から繰り入れするものであります。

次に、9款繰越金・1項繰越金・1目繰越金でございます。前年度繰越金として、8,763万1,000円を増額補正しております。これは、前年度事業精算に基づく繰越金でございます。

説明については以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第74号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） それでは、黄色い背表紙の補正予算書を御用意くださいませ。

議案第75号平成28年度美祢市公共下水道会計補正予算（第1号）でございます。このたびの補正は、公共下水道事業の経営戦略を策定する費用とそれに対する繰入金を追加するものであります。予算実施計画で御説明しますので、2ページ、3ページをお開きください。

まず収入では、第1款下水道事業収益・第2項営業外収益・第1目他会計補助金を99万7,000円追加し、収益的収入の既決予定額9億423万5,000円を9億523万2,000円とするものでございます。これは、経営戦略策定に要する経費の2分の1を繰り入れするものです。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用・第1項営業費用・第3目総係費に経営戦略策定に要する経費199万3,000円を追加し、既決予定額5億7,307万1,000円を5億7,506万4,000円に改正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第75号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成28年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは議案第76号平成28年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

白い背表紙の補正予算書を御用意いただければと思います。この補正予算書のまずは、14ページ、15ページをごらんいただければと思います。

今回の補正の内容につきましては、美祢市立病院におきまして、新たな取り組みとして、訪問診療を平成29年の早い段階から実施する方針を定められたところでございます。

これに伴い、資本的収入及び支出において、訪問診療実施に必要となる医療機器及び備品を整備することにより、資産購入費を629万5,000円、その財源といたしまして企業債を620万円追加すること。また、これに伴いまして、13ページにお戻りいただきまして収益的収入及び支出においては、訪問診療実施による医業収益影響額、これを49万9,000円追加するものでございます。

このことによりまして、補正予算書1ページにお戻りいただき、第2条において業務予定量等の補正を行い、第3条で収益的収入における収入総額を49万9,000円追加し、41億8,911万1,000円とし、また、第4条におきましては資本的収入及び支出における収入総額を5億1,299万5,000円、支出総額を6億6,466万1,000円とするものでございます。

この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億5,166万6,000円、

これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填する予定のものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。この訪問診療の対象者をお尋ねします。それと、今、先ほど病院事業でもありましたが、医師不足という中でこれがスムーズにというか、実施されるわけですが、医師不足の中でどのようにこれをやっていかれるのでしょうか。2点お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。まず1点目のこの訪問診療に対する対象者の方、実は美祢市立美東病院においてはもう既に昔からになりますけれども、訪問診療は実施されています。ですから、病状的に入院の必要性はそんなにない患者の方、しかしながら定期的にその病状の管理を行う必要がある方が主に対象になろうかと考えております。

次に2点目の医師不足の中でこういった訪問診療を実施することにつきましてですけれども、実際美東病院で、まあ先ほど言いましたけれども美東病院のほうでは既に実施されている。これは、今常勤医師が配属されておりますけれども、外来の診療時間が空いている時間を利用して実施されています。これに伴いまして、美祢市立病院におきましてもその外来診療の空いた時間を活用して、この訪問診療を実施したいということで今回方針決定をされたところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。空いている時間を使ってっていうのは大変厳しいこともあるかと思いますが、ちょっと私が聞いた中というか、調べた中というか、高齢者施設への訪問診療の診療報酬が大幅に減らされるようなことを聞いたんですが、この点は情報っていうか、大幅に減らされるのでしょうか、どうなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問ですけれども、高齢者施設、例えば介

護老人福祉施設だとかそういったものを指されるんだと思いますけれども、基本的にそういったところに入所されている方々につきましては、原則、通常は健康管理は状態としてなされております。だからそこまで、医療の必要性が高い方じゃあないっていう考え方が一つあるのではないかと思います。ただ今後平成30年に次の診療報酬、また介護報酬の同時改定がございますけれども、そういった中でも動向は注視しなければならないというふうには考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、その他質疑はございません——安富委員。

○委員（安富法明君） 済みません。三好委員の質疑にですね、似たようになるんですが、外来のその空いた時間に訪問診療をするって言われるんですが、その現状美東病院でうまくいっているからなのかもしれませんけれども、じゃあ訪問で診療を受ける方のほうは、その例えばですよ、外来がずっと混雑が続くような——日にちとしてですよ、1日じゃなしにずっとこう。じゃあ訪問診療を受ける方はずっと受けられないっていかそのような感じを持つんですが、そういうふうな、たまたま空いたところだけで、何て言うの、訪問診療が実施されるということなんでしょうかね。

もう少し詳しいと言いますか、わかるように説明していただけるといいと思いますが。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、岡崎市立病院事務長。

○市立病院事務長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。今訪問診療されるっていうのは院長のお考えでございます。基本的には、院長が自ら訪問診療をしようというふうに考えておられます。院長が外来がない日ですね。午前中は入院の患者さんの病態を見たりとかするんですけど、午後は空いている曜日がございます。曜日を選定して、毎週何曜日って決めて、そして計画的に行おうというふうに考えておられます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、よろしいですか。その他——竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと初歩的なことを聞きたいんですが、機材の購入はどういうものを買われるのか、どれぐらいの耐用年数なのか。それから、診療報酬が49万9,000円っていうことですから、まあ一桁違うんかなと思ったんですが、どれぐらいの人を対象に考えておられるのか、2点について説明願いたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の整備する医療機器等なんですけれども、今回の市立病院のほうではタブレット型の超音波診断装置、そういったものとか心電計を考えておられます。その中で一番高いものがタブレット型の超音波診断装置、これが約260万程度になります。

また、備品の方では訪問診療用に機材を積み込む軽自動車、これを1台今あるものの更新を考えております。

それとあと2点目のこの訪問診療実施に係る収益の影響額、現在50万円弱を計上していますけれども、大体今予定としては29年1月から、28年度においては三カ月分になりますけれども、大体これを月20件程度を今実施する想定としております。そのことから算定される診療報酬単価から計算しますと大体この程度になろうかというところで、今回の補正を行っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは議案第76号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） 議案第83号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを御説明いたします。議案書の83-1ページをごらんください。

本議案は、このたびの議案に提出しております一般会計補正予算（第4号）におきまして、財源として財政的に有利な過疎対策事業債を活用することとしておりますが、この過疎対策事業債を活用するにあたりましては、活用しようとする事業が美祢市過疎地域自立促進計画に基づいて実施する事業ではなくてはならないことから、現在あ

ります美祢市過疎地域自立促進計画の事業計画に未記載の2事業について、新たに追加することの変更を行うものであります。

また、計画を変更するにあたりましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定によりまして、市議会の議決が必要でありますことから、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更箇所を御説明いたします。

このたびの変更は、美祢市過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分「産業の振興」において、新たに事業名欄に「経営近代化施設」の「農業」、事業内容案に「農産物出荷安定対策事業」、そして事業主体欄に「JA山口美祢」を追加しますとともに、自立促進施策区分「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」において、新たに事業者名欄に「児童福祉施設」の「保育所」、事業内容欄に「秋芳北部統合保育園整備事業」、事業主体欄に「美祢市」を追加するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に関する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 過疎計画の——ページ23とありますが、ちょっと手元にないんですけど、農産物出荷安定対策事業のこの事業のもう少し詳しくお願いできますでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。農産物出荷安定対策事業、こちらにつきましては農業設備の整備を行う事業者に対する補助金でございまして、具体的には大豆用乾燥機の購入費用に対する補助金でございまして、

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） これは何台なんですか。1台とかで……なんかちょっとわかりません。教えてください。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。1台増設、1台購入——1台は購入に、1台は増設するというものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、議案第83号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議で本委員会に付託されました議案14件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆様から何かございましたら御発言をお願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）末永委員……じゃあ、三好委員。

○委員（三好陸子君） 6月議会でもお願いしましたけど、公共料金のコンビニ収納を検討すると言われましたけれど、さらに検討の速度を速めていただいて、先ほど上下水道もありましたし下水道もありましたし、病院も——なんですか、なんでしたっけ、未収金が多いので、やはり払いやすい環境をつくるっていう点から見ても、コンビニ収納が必要となっているのではないかと考えますので早めに検討して来年度からはできるようにしていただきたいと思っておりますが、進捗状況をお尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまのコンビニ収納についての御質問ですが、現在市内の税金と公金収納対策検討委員会という職員で組織している検討委員会があるんですが、その中で実施に向けて——と言いますのが県内ほかの自治体の状況を調査しましたが、ほとんどが既に実施をしているかこれから実施に向けて準備をしているという状況ですので、美祢市においても先ほど三好委員がおっしゃいましたように納付環境の整備、納付しやすい環境づくりということもありますし、滞納を少しでも少なくするという観点から実施に向けて準備を進めておるところですが、ちょっと来年度からかどうかというのはまだ現時点では申し上げられません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見ございませんか。末永委員。

○委員（末永義美君） この場を借りしまして、少しお答えをお願いしたいことがあります。

まず、市民のための危機管理システム、その対策について1点ほど、次に病児・病後保育についての実現に向けての進捗状況についてお聞きします。

1点目の危機管理のほうですけれど、いろんな方法があるんですけど美祢市内で市民の生命や身近に危険が及ぶような可能性がある災害が発生した場合、その告知方法についてちょっとお聞きします。今現在有線のがありますけども、有線が通ってない箇所や部分、これについて、またいろいろありますけども屋外でいろいろな作業をしている、例えば山や田畑でいろんな農作業をしている場合にどうしても電話とか携帯とかでなくて大きな誰かが聞こえるような防災無線、これについて今の状況はどうなっているのか、またもし、そこに不備な点があれば改めてどこでも1人でも多くの市民の耳に危険ということを告知できるようなシステムの状況、またこれからの可能性を含めてどのようなお考えがえられるのかを御質問申し上げます。

○委員長（戒屋昭彦君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず、今は有線放送といいますか、告知放送で、各戸にあります端末の告知放送によりまして防災情報等流しております。これがもし災害等で線が切断された場合に、今度は無線という手段はないかということだろうと思います。

防災無線に関しましては、以前平成24年度に一度検討しております。その際に検討した時に新たに整備すれば約10億を超える多額の費用がかかるということで、当時は引き続き再度の有力な手段等を引き続き検討するというふうにしております。

それから、更に今現ではコミュニティFMというのが防災情報を伝える有効な手段であるというふうにいるところから言われております。

現在、美祢市におきましてもコミュニティFM放送が開局に向けて準備されているということなので、これを利用した防災情報の提供を今考えているところであります。

それと、先ほど屋外スピーカーと言いますか、農作業等、山で作業をされている方にも周知できる方法ということで、この屋外スピーカーの設置についても、当時平成24年にも検討しております。

その際の設置費用がそれも約3億を超える多額の費用となっておりますので、今現ではこういったコミュニティFMの活用した防災システムができるのではないかと

ふうに検討している最中でございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 末永委員。

○委員（末永義美君） 今おっしゃられた中ではコミュニティFM、それを一番いいのかなと思いつつも、そのFM放送を受信する機器をどのように配布、または無償提供、または購入してもらうのかということも含めて、それが道があるならばなるべく早く、いつ災害があるかもわかりませんから、スピードを上げた検討に入ってほしいということと、あと防災無線とかの件も5億、10億かかるという難しい課題はありますけれども、小さな子供や高齢者も含めて市民の命とどっちが大事なのか、優先すべきなのか本当に市民の生命と財産を守る、そして皆さんの土地や田畑を守るためにも、お金や数字というものの目線でもう一度今のこの美祢市のために、そして人を呼びたいという定住人口の拡大のためにも、もう一步二歩今のことを踏まえながらも、よろしく御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

あともう一点。病児・病後保育という私が絶対実現したい課題がありまして、これは多くの議員も地域の方からその要望の声を聞いているはずで、そして前回の議会で、もう8年、10年前から実はそういった検討があったんだと。この時間が長すぎると。6月、7月議会にも申し上げて、僅か2カ月、でも私から見れば2カ月も経っていますんでその点でその話がいい方向に進んでいるのか、または進んでいるけど壁や問題点があるのか、その辺の前向きならば進捗状況をこの場でお示してください。

○委員長（戎屋昭彦君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） ただいまの末永委員の御質問にお答えいたします。

進捗状況につきましては今定例会での一般質問にお答えしたとおりでございます。して、現在関係機関と協議を進めるという予定にしておりますので、現時点におきましては皆様方に御報告するという状況にはございません。

市といたしましても子育て環境の整備の面からもこの事業は必要であるということで認識しておりますので、今後事業実施に向けて引き続き努力してまいりたいということでございます。

実施時期等、方法等御報告する段階になりましたら皆様方に御報告をさせていただきたいということでいまの現状でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 末永委員。

○委員（末永義美君） 今議会では質問しようと思ってたけど、できませんでしたので今おっしゃられた中で、この議会でのお話ししましたとおりの言葉があったので、そこちょっと訂正させていただきます。

今お話しがあったようにこの問題はすごく大事で重要ですけども課題が多かったり、リスクを考えなければいけなかったり、始めたはいいけどニーズがそうそうなかったり、でもその一方で確かに今いろんな雇用問題や子供の安心・安全を守るためにもこのいろいろな子育て支援の策がある中で、病児・病後保育はなんとしても実現してほしい。市立病院の直営でやるべきなのか、または民間の病院の先生との協力を得られるのか。にしても、こういうさまざまな子育て支援全国でやっていて、どこも子供がほしい、人口がほしいって——進んでいます。これはもう15年くらい前からもういろんな各全国市町から先進的にやっている例がありまして、まあ私が福祉をやっている現場からきた人間からしまして、どうしても美祢の福祉、10年から15年遅れているように思えて仕方がない一面があります。進んでいるところは進んでいますけれど、なかなかそうでない部分とか市民に周知徹底されていない部分があったりだとか、本当に必要な人にその方法がわからなかったり、そういういろんな意味で、市民目線と言ってもいろんな表現があるんですけど市民から見て、あっ利用しやすい、わかりやすい。この病児保育もぜひともまたこれで1年、3年進んでしまって何となく終わってしまうのではなく、もうここでなんとかしてですね、皆さん若い子育て世代はちょっとした情報を得て、まあいいか悪いか別にしても引っ越すとか転出・転入してしまう方々が多いです。

だから、宇部や小野田や山口市に家を建てる時に美祢もいいよと、美祢も変わったらしいよというような美祢発信の魅力っていうものをぜひとも提案していけるような自治体、または執行部や議会でありたいと思っていますので、どうか協議会の設立も含めて、また市民のニーズの調査も含めて、また私たち議会もいろんな意味で前に立ち、または横に並び協力をしていくと思いますので、ぜひとも数ある査定資料の中でも、病児・病後保育これを少しでも早く実現してもらいたいと切望しますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○委員長（戒屋昭彦君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 末永委員さんから言われた件でございます。我々も早く取り組

みたいというのは、我々も同じ気持ちでございます。ただ、受け皿が必要だということは十分御理解をいただきたいと思います。

それと、確かに市民の生命と財産を守るのは、私どもの仕事でございます。先ほど大野次長も申しあげましたように、と同じように市のきちっとした財政基盤の確立というのも同時に必要でございます。と言いますのも、やはりきちっとした財政基盤がないとやっぱり議会自体に意志決定がなくなるとか、いろんな事業もできません。ですから、そういったものを全て総合的に勘案しながら、早い段階でなるべく事業をどんどん進めてまいりたいと思います。

以上2点が末永委員さんの御意見、御質問に対する御回答でございます。

それと、三好委員さんが言われました病院に未収金が多いという件でございます。たぶん決算書の貸借対照表で見られて流動資産に未収金が4億数千万上がっておるからの御指摘だろうと思います。この部分につきましてもは診療報酬の未収分が上がってきますので純然に患者負担分の未収が多いというわけではございませんので念のため申し添えたいと思います。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 末永委員。

○委員（末永義美君） 今受け皿という言葉聞いてちょっと思い出したんですが、前回の7月か6月議会の時に地域福祉課長様のほうに、個人名を出して、ある病院の先生が意欲満々であると、美祢市医師会を通して進めて行きたいと、これはこの市役所から歩いて2分もかからない病院の先生なんですけれども、私のところでさえもそういった意欲のある市民の声が届いていますので、今のお言葉を返したんですけれども、皆様が思っているよりも、もしかしたら市内の医療関係者の方々や保育施設の方々がこの問題に関心があったり、そりゃほしい関心とやってみたいという意欲が私はもっとあると思っています。ですから、そういったことも含めていち早く地域に出て情報収集して具体的に実効性のある前向きな展開をぜひ進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） はい、他にございませぬか。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午後1時41分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月21日

総務民生委員長

戎屋昭彦